資料３－２

令和 8 年 10 月 19 日

仙台市成年後見サポート推進協議会

せんだい支えあいのまち推進プラン

令和 7 年度における成年後見制度利用促進に向けた取り組みの振り返り（報告）

せんだい支えあいのまち推進プランにおける成年後見制度利用促進分野の令和 7 年度の取組みに対する、仙台市成年後見サポート推進協議会（以下、「サポ協」という。）の意見は次の通りである。なお、意見のとりまとめにあたっては、仙台市作成の令和 7 年度総合評価シート（案）を参考とした。

１　成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援の取り組み

「権利擁護チーム支援会議」を 4 回開催。行政担当者からの市長申立ケースの他、地域包括支援センターや権利擁護センター等で対応しているケースについて、弁護士、司法書士、社会福祉士から専門的知見を活かした助言を得ながら事例検討を行った。また、専門職の派遣要請を受け、現地で開催された支援会議に弁護士と司法書士が参加した（計 4 回）。

成年後見総合センターの相談件数は 1,352 件で令和 6 年度(1,224 件)を上回った。親族のほか、地域包括支援センターや行政等から相談が多く寄せられた。専門的な助言が必要な相談については、専門職アドバイザー（弁護士、司法書士、社会福祉士）から直接助言を受けられる機会を設けた。また、市民向け講座と福祉関係者向け研修会を各 2 回開催し、成年後見制度の普及啓発に取り組んだ。

成年後見制度は大幅な改正を控えており、必要な範囲・期間に限って利用でき、本人の意思や能力を重視した、より利用しやすい制度へ見直されることとなっている。このため、権利擁護支援を必要とする方に対し適切な支援や制度利用につなぐための体制を充実させるとともに改正後の制度について周知啓発を図っていく必要がある。

２　市民後見人の受任機会拡大の取り組み

4 年ぶりに市民後見人養成講座（第 4 期）を開催。カリキュラムの見直しを行い、講習時間を精査して、より受講しやすい環境づくりに努めた。令和 3 年度の第 3 期市民後見人養成講座では新型コロナウイルスの影響により施設実習が実施できなかったが、第 4 期市民後見人養成講座では施設実習を再開。障害などにより自分の思いを伝えることが難しい方との接し方を学ぶ機会を設け、より実践的な講習となるように努め、市民後見人候補者として 10 名が名簿登録された。また、既存の市民後見人候補者名簿登録者に対し、継続研修、後見人連絡会を実施し、市民後見人のネットワーク構築・知識・スキルの向上を図った。

市民目線できめ細やかな支援を行う市民後見人は貴重な後見の担い手であり、その受任拡大を図り、市民後見人が活躍できる場をつくることは制度改正後、これまで以上に求められることが予想される。今後も引き続き家庭裁判所をはじめ関係機関との連携・協議を行い受任機会の拡大に向けて取り組んでいく必要がある。